

【質問】介護保険の利用方法を教えてください。
(77歳、女性)

介護保険制度

【回答】介護保険制度が

発足した2000年から、65歳以上の高齢者は約1・6倍に増え、サービス利用者は3・2倍に増加しています。同制度はな

くってはならないものとなりました。同制度の被保険者は40歳以上のすべての人です。64歳までの2号被保険者は対象疾病が限られています



総合的に自立を支援

を受けられます。逆に介護が必要な人であっても、家族の協力などで不要な人は無理に同制度のサービスを

受けなくてもかまいません。サービスの種類としては▽受けるサービスの計画書(ケアプラン)の作成や、家族の相談などの「支援サービス」▽自宅に住む人

のための「居宅介護サービス」▽施設に入居する「施設サービス」▽住み慣れた

ら連絡をしてもらうこともできます。相談があると市町村の担当者が訪問し、本人の体の状態を確認した上で申請を行います。申請後に認定調査員が再度訪問し、心身の状態を国の基準に従い調査します。並行して、主治医からは患

まず市町村窓口 に相談

者の状態や、今どのようなサービスが適当かを述べた「主治医意見書」が提出されます。この二つを基に、市町村から任命された有識者数人からなる「介護認定審査会」で、要介護状態の有無や区分を決定します。状態が決定したら、まずはケアマネジャー(ケアマ

ネ)を決めます。複数の中から自分に合った人を選ぶことができます。その後、本人、家族がケアマネと話し合いながらケアプランを決めます。状態の程度により、受けることができるサービス内容が定められています。また、1カ月に支給される金額の上限も定められています。規定を超えてサービスを受けるときは自己負担になります。介護保険は単に要介護者の世話をするだけでなく、自立を支援する制度です。保健、医療、福祉サービスを総合的に受けられ、家族の負担も減ります。人が最後まで、尊厳を持って生きることができる社会をつくることを目指した制度です。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。